

第2期小国町障がい者活躍推進計画

【町長部局】 令和7年4月1日

目的	「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」第7条の3第1項の規定に基づき、小国町（町長部局）において障がい者雇用を進めるとともに、障がい者である職員が能力を有効に発揮し 職業生活における活躍の推進に関する取り組みを実施するため「小国町障がい者活躍推進計画」を策定する。
機関名	小国町
任命権者	小国町長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年）
障がい者雇用に関する課題	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に係る障害者法定雇用率について、国及び地方自治体は令和8年7月以降3.0%（経過措置として令和6年4月以降は2.8%）とされている。小国町における令和6年6月1日時点での障害者雇用率は2.89%（※1）となっており、現段階では達成している状況にある。今後も継続した雇用率の維持及び向上に向け計画的な雇用に努めていくとともに、障がい者が活躍しやすい体制整備や各種取り組みが必要である。 （※1）本町では、法第42条第1項の規程により、認定地方機関（町）及びその他機関（教育委員会）を同一機関と擬制して適用する特例認定を受けている。
目標	
1 採用に関する目標	各年度、実雇用率（各年6月1日時点）を法定雇用率以上とすることを旨とする。 〔評価方法〕 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
2 定着に関する目標	障がい者に起因する業務との不適合を理由とする離職者を極力生じさせない。 〔評価方法〕 退職事由の確認により把握
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用推進者として、総務企画課長を選任する。 ・ 障害者職業生活相談員（※1）の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を総務企画課行政管理担当とする。 （※1）障がいのある職員が5名以上いる場合に選任し、障がい者の職業生活全般についての相談、指導等の支援を行う者。 ・ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、山形県労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、必要に応じ、職務の選定及び創出について検討を行う。 ・ 人事評価の個別面談等を活用し、障がい者と業務の適切なマッチングができているのか点検を行い、必要に応じて検討を行う。

<p>3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>〔職務環境〕</p> <ul style="list-style-type: none">・相談窓口への相談を随時受け付けるほか、人事評価の個別面談を通じ必要な配慮等の有無を把握し、働きやすい職場環境の整備に向けて継続的に必要な措置を講じる。 <p>〔募集・採用〕</p> <ul style="list-style-type: none">・募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ol style="list-style-type: none">① 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。② 自力で通勤できることといった条件を設定すること。③ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。④ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。⑤ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施すること。 <p>〔働き方〕</p> <ul style="list-style-type: none">・時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
-----------------------------------	---